

市内屋外運動施設における熱中症予防のための無料キャンセル基準

1 目的

近年、熱中症による死亡者数・救急搬送人員数は増加傾向にあり、日本スポーツ協会の熱中症予防運動指針では、暑さ指数（WBGT）以下「暑さ指数」とする）が3.1以上（参考気温3.5℃以上）の場合は運動を原則中止と示されている。

この基準は、危険な暑さの中、施設利用について無理することがないように無料キャンセルについて運用基準を定めることを目的とする。

2 無料キャンセルの基準

以下のいずれかの条件に当てはまり、申出期間内にキャンセルを申し出た場合、無料キャンセルを認める。

1. 暑さ指数の実況または予測情報において暑さ指数が3.1以上（注釈1）
2. 埼玉県内に熱中症警戒アラートが発表された場合
3. 利用日前日の予報気温が3.5度以上の場合（注釈2）
4. 利用期間中の気温が3.5度以上となった場合（注釈2）

（注釈1）暑さ指数の数値は環境省熱中症情報サイト内の越谷（埼玉）の数値とする。

（注釈2）気温については「気象庁」などサイトで確認できるものの数値とする。

※短時間でも利用した場合にはキャンセルできません。

3 対象期間

熱中症警戒アラート運用期間とする

4 対象施設

- （1）八潮北公園（野球場・テニスコート）
- （2）大原公園（野球場・テニスコート）
- （3）八条親水公園（テニスコート）
- （4）松之木公園（テニスコート）
- （5）大瀬運動公園（野球場）
- （6）中川やしおスポーツパーク（サッカー・ソフトボール）

5 申出方法

電話もしくは直接窓口へ申し出ること。

6 申出期間

利用日の前日から6日間

※前日にキャンセルを申し出た場合、当日の天候にかかわらず使用することはできません。

7 申出場所

エイトアリーナ 八潮市大字鶴ヶ曾根1 5 3 5 - 1 TEL: 048-999-7011

スポーツ振興課 八潮市中央一丁目2 番地1 TEL: 048-996-5126

【参考】公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症ガイドブック」より

暑さ指数 (WBGT)	気温 (参考)	熱中症予防運動指針
3.1 以上	35℃以上	運動は原則禁止 特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき
2.8 ~ 3.0	31~34℃	厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。10~20分おきに休憩をとり水分・塩分を補給する。暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
2.5 ~ 2.7	28~30℃	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
2.1 ~ 2.4	24~27℃	注意 (積極的に水分補給) 熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
2.1 未満	24℃未満	ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など。